

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

おおやまざき

3

2015(平成27)年

ハイッとつたー!

1月29日(日)、長寿苑では新春かるた大会が行われました。参加者はかるたに親しみのある方ばかり。上の句が読まれた途端、次々と札を取っていくさまは圧巻でした。かるた取りが終わった後はおせんざいが振舞われ、参加した皆さんはかるたで遊んでいた少年・少女時代の思い出話に花を咲かせていました。

今月の主な内容

- 町職員の給与・定員についてお知らせします P.2
- 各種相談窓口を紹介します P.4
- 公園の名称を公募します P.7

vol.566

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

お知らせします

町職員の給与・定員

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	15,453 人	5,350,178 千円	107,444 千円	1,153,895 千円	22.7%	22.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
25年度	121 人	442,353 千円	95,430 千円	163,843 千円	701,626 千円	5,799 千円	(後日、ホームページに掲載します。)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	平成21年4月1日	平成26年4月1日
大山崎町	93.3	100.6
類似団体平均	(後日、ホームページに掲載します。)	
全国町村平均	(後日、ホームページに掲載します。)	

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山崎町	40.8歳	308,900円	402,924円	344,298円
京都府	44.3歳	335,952円	428,204円	385,291円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	(後日、ホームページに掲載します。)			

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
大山崎町	44.8歳	6人	301,700円	345,368円	324,188円
うち清掃職員	50.2歳	4人	323,225円	378,734円	351,784円
京都府	54.0歳	285人	360,702円	413,695円	395,484円
国	50.1歳	一人	287,992円	—	326,611円
類似団体	(後日、ホームページに掲載します。)				

(注) 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	大山崎町	京都府	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	179,700円	172,200円
	高校卒	140,100円	145,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	155,700円	143,200円	—
	中学卒	140,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	267,700円	304,200円	331,200円
	高校卒	237,500円	275,300円	310,600円
技能労務職	高校卒	242,100円	270,100円	290,400円
	中学卒	222,000円	254,200円	279,700円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務 作業員、管理員、調理師の職務	5人	6.0%
2級	知識、技術又は経験を必要とする主事、技師の職務 技能・経験を必要とする作業員、管理員、調理師の職務	8人	9.5%
3級	主査の職務 主任の職務 作業長、作業次長、総括主任の職務	23人	27.4%
4級	課長補佐、係長の職務 総括主査の職務 技能・経験を必要とする作業長、作業次長、総括主任の職務	26人	31.0%
5級	主幹の職務	7人	8.3%
6級	課長、参事の職務	10人	11.9%
7級	部長の職務 困難な業務を所掌する課長、参事の職務	5人	6.0%

(注) 1 大山崎町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の主な手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	大山崎町	京都府	国
1人あたり平均支給額 (25年度)	1,332千円	—	—
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

町行政は、住民の皆さんの理解を得ながら、効率的かつ適正に運営していかねばなりません。

そこで、職員の給料などの状況について、広く住民の皆さんに知っていただくため、そのあらましを公表します。ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

問=政策総務課総務係(内線328)

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

区分	大山崎町	国
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	本町と同じ
勤続20年	21.62月分 27.025月分	
勤続25年	30.82月分 36.57月分	
勤続35年	43.70月分 52.44月分	
最高限度額	52.44月分 52.44月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
1人あたり平均支給額	25,324千円	

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

区分	支給実績(25年度決算)	18,971千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(25年度決算)	154,236円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	4%	123人	3%

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

区分	支給実績(25年度決算)	3,499千円
支給職員1人あたり平均支給年額(25年度決算)	174,950円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	16.0%	
手当の種類(手当数)	18	

(5) 時間外勤務手当

区分	支給実績(25年度決算)	34,684千円
職員1人あたり平均支給年額(25年度決算)	233千円	
支給実績(24年度決算)	28,124千円	
職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)	202千円	

5 特別職の報酬などの状況

(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	町長 632,000円(790,000円) 副町長 598,500円(665,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 (後日、ホームページに掲載します。)
	報酬	議長 380,000円 副議長 315,000円 議員 290,000円
期末手当	町長 (25年度支給割合) 2.95月分 副町長 (25年度支給割合) 2.95月分	
	退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 町長 給料月額×在職年数×530/100 15,073,200円 任期毎 副町長 給料月額×在職年数×315/100 7,959,420円 任期毎 備考

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

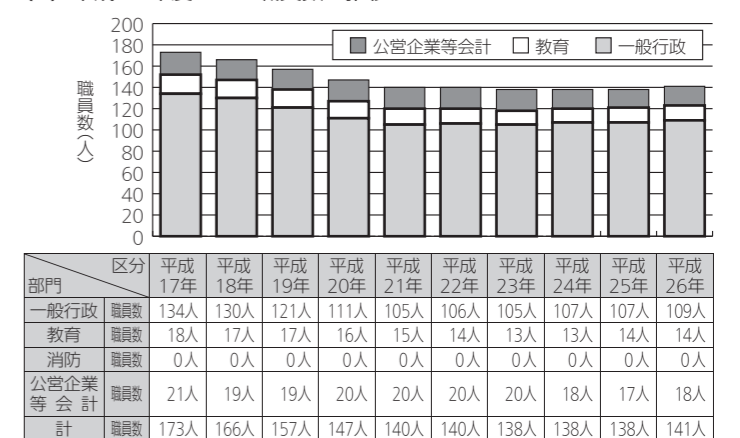
区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	30	32	2	業務増
		税務	8	6	▲2	事業の統廃合縮小
		民生	42	42		
		衛生	13	14	1	業務増
		労働	0	0		
		農林水産	1	1		
		商工	1	1		
		土木	10	11	1	業務増
		計	107	109	2	<参考> 人口1万人あたり職員数 70.54人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 後日ホームページに掲載)
公営企業等会計部門	水道	6	6			
	下水道	3	3			
	その他	8	9	1	業務増	
小計	17	18	1			
合計	138 [246]	141 [246]	3 [0]	<参考> 人口1万人あたり職員数91.24人		

(注) 1 職員数は教育長を除く一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	14人	17人	22人	12人	6人	14人	9人	15人	23人	4人	141人
構成比	0.0	3.5	9.9	12.1	15.6	8.5	4.3	9.9	6.4	10.6	16.3	2.8	100

(3) 平成17年度からの職員数の推移(各年4月1日現在)



相談内容 (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
教育相談	学校教育課 学校教育係 (内216)	学習や学校生活のこと、不登校などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
障がい者の生活相談	福祉課 社会福祉係 (内151)	障がい者の身近な生活相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
障がい者虐待の通報・相談	福祉課 社会福祉係 (内151)	障がい者の虐待に気づかれた時は、通報またはご相談ください。 とき＝平日8:30～17:15 (随時) ※通報については、上記以外の時間は宿直が対応します。
障がい者のよろず相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	障がい者の福祉などの相談を専門相談員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
困りごと相談	福祉課 社会福祉係 (内151) 民生児童委員	地域福祉の担い手として福祉活動を行っている「民生児童委員」が、さまざまな困りごとや心配ごとの相談を受けます。 「民生児童委員」は、地域を分けて活動をしています。
心配ごと相談	政策総務課 総務係 (内321)	家庭の問題・隣近所のこと・生活困難・子育ての疑問や不安・行政に関する事など、生活上さまざまな相談を人権擁護委員・行政相談委員が受けます。 とき＝毎月第1・3回13:30～15:30
配偶者や親しい男女間での暴力(DV)の相談	生涯学習課 生涯学習係 (内222)	DVに関する相談を受けます。専門の相談窓口につなげます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
緊急融資の相談	経済環境課 経済観光係 (内244)	国の指定する不況業種に該当する方で、売上が減少した方などを対象に、セーフティネット保証融資に関する認定、京都府融資制度に係る保証料の助成申請などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
雇用・労働相談窓口の案内	経済環境課 経済観光係 (内247)	仕事探し・職業訓練などの相談窓口を案内します。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
緊急経営相談	大山崎町商工会 ☎956-4600	中小企業の経営に関する融資・記帳・申告など幅広く経営支援員が相談を受けます。 とき＝随時(予約制 平日の夜間も可)
消費生活相談	経済環境課 経済観光係 (内247)	悪質商法や多重債務など消費者生活に関するトラブルについて専門相談員が相談を受けます。 とき＝毎月第1～4回13:30～15:30
貸付金の相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	病気や失業・不測の事故などで一時的に暮らしが成り立たなくなった時、低所得者・障がい者・高齢者に対する資金の貸付について相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
京都弁護士会による無料法律相談	政策総務課 秘書広報係 (内312)	相談内容を問わず、京都弁護士会の弁護士が相談を受けます。 とき＝3月20日回13:30～16:30 (予約制) ※以後の相談日程は、決まり次第本誌などでお知らせします
行政書士による暮らしと事業の行政相談	政策総務課 秘書広報係 (内312)	相続・遺言・公正証書・契約書・示談書などの疑問に、行政書士がお答えします。 とき＝毎月第3回13:30～16:30
司法書士による無料法律相談	政策総務課 秘書広報係 (内312)	相続・遺言・不動産登記などの相談に、司法書士がお答えします。 とき＝4月21日回13:30～16:30 (予定) ※以後の相談日程は、決まり次第本誌などでお知らせします
こころの体温計	健康課 健康増進係 (内132～135)	町ホームページより、ストレス度や落ち込み度をチェックできます ☎http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/

平成27年3月現在

各種相談窓口を紹介します

町の内外で各種相談窓口を開設しています。日ごろの生活の中で不安や心配ごとをお持ちの方は、ひとりで悩まずにぜひお気軽にご利用ください。4～5ページで町内の相談窓口、6ページで町外の相談窓口を紹介しています。 問＝役場代表 ☎956-2101

1 町内の相談窓口

相談内容 (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
大人の健康相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	体調・病気・生活習慣の改善など、健康に関すること全般について、保健師が相談を受けます。心の相談については、乙訓保健所の相談員の協力を得て、相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
大人の栄養相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	栄養に関することについて、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (予約制)
高齢者の健康相談	老人福祉センター 「長寿苑」 ☎957-1860	60歳以上の方を対象に、看護師が相談を受けます。 とき＝毎月2回(日時未定 長寿苑だよりをご覧ください)
高齢者の生活相談	健康課 高齢介護係 (内137・138・149)	介護保険に関すること・介護予防に関すること・高齢者虐待などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
高齢者のよろず相談	地域包括支援センター (なごみの郷内) ☎952-6533	高齢者やその家族・近隣に暮らす方の介護や福祉などの相談を専門員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
「認知症」よろず相談	地域包括支援センター (なごみの郷内) ☎952-6533	「認知症」に関する相談を専門員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
赤ちゃん・お子さんの健康相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	お子さんの発育・発達・育児について、保健師が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
赤ちゃん・お子さんの栄養相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	お子さんの栄養や食生活について、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (予約制)
子育て相談	子育て支援センター 「ゆめほっぺ」 ☎959-9050	育児不安など子育てに関する相談を受けます。 とき＝子育て相談 回～回9:30～15:30 (随時) 保育所保健師による健康相談 毎月第1～4回 ※時間はお問い合わせください
	大山崎町保育所 ☎956-3397 第2保育所 ☎957-1120 第3保育所 ☎957-6091	町立保育所で、保育士が子育てに関する相談を受けます。 とき＝毎週回(回を除く) 9:00～16:00
児童虐待の通報・相談	福祉課 児童福祉係 (内158)	近所で「子どもの様子がおかしい」など感じた時は、通報またはご相談ください。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)

親しみのある公園に！ 公園の名称を公募します

※公園名称応募用紙は、下記窓口で配布しているほか、ホームページにも掲載しています
※1人につき応募用紙1枚のみの受付です

※公園名称応募用紙は、下記窓口で配布しているほか、ホームページにも掲載しています
※1人につき応募用紙1枚のみの受付です

応募方法

公園名称応募用紙に必要事項を記入し、下記窓口へ提出してください。そのほか、郵送、FAX、電子メールでの応募も可能です。

※「夢ほたる公園」とは、住民の皆さんなどに参加していただいたワークショップで愛称として決められた名称です。

(仮称) 夢ほたる公園は27年度に開園を予定し、現在開園に向けて整備を進めています。公園内には複合遊具やバリアフリートイレなどを設置する予定です。

町では、住民の皆さんに親しまれる公園でありたいとの思いから、公園の名称を公募します。名称は、募集期間が終了した後、平成27年4月に開園を予定している名称選定委員会にて、皆さんの意見の中から公園にふさわしいものを選定する予定です。



複合遊具イメージ



トイレイメージ



応募資格 町内に在住、在学または在勤している方
募集期間 3月1日(日)～31日(火)
公園の概要
面積 約0.83ha
場所 左図のとおり

公園イメージ

問・申込先＝〒618-8501 (住所不要)
大山崎町役場建設課都市計画係
(役場2階22番窓口)
☎956-2101 (内256)
FAX956-0131
✉tokei@town.oyamazaki.lg.jp

相談窓口

2 町外の相談窓口

相談内容(悩みごと・困りごと)	相談窓口
こころの悩みや自傷行為に至るような相談	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556 とき＝毎日24時間対応 よりそいホットライン ☎0120-279-338 とき＝毎日24時間対応 京都いのちの電話 ☎846-4343 とき＝毎日24時間対応 自殺予防いのちの電話 ☎0120-738-556 とき＝毎月10日 24時間対応 自殺ストップセンター ☎0120-556-097 とき＝平日9:00～20:00 こころの健康相談(京都府精神保健福祉総合センター) ☎645-5155 とき＝平日9:00～12:00 13:00～16:00 こころの健康相談(乙訓保健所) 精神科医師による相談 ☎933-1154 とき＝毎月第2回13:30～15:30(予約制) 第4回14:00～16:00(予約制)
認知症に関する相談	京都府認知症コールセンター ☎0120-294-677 とき＝平日10:00～15:00
子どもの不登校・いじめなどの相談	京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン ☎612-3268/3301 毎日24時間対応 メール教育相談 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm (パソコン・携帯電話) 相談メールに①性別②学年③返信先メールアドレス④相談内容を書いてください。
児童虐待に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
こども専用の相談	チャイルドライン京都 こども専用電話 ☎0120-99-7777 とき＝月～日16:00～21:00
障がい者虐待に関する通報・相談	乙訓障がい者虐待防止センター ☎959-9085 ☎959-9086 ✉otsufuku-center@docomo.ne.jp とき＝8:30～17:15 (土日祝・年末年始、夜間は転送による対応)
障がい者の生活相談	アンサンプル ☎956-2543 ☎956-2547 とき＝月～日9:30～17:30 乙訓ひまわり園相談支援事業所 ☎935-0101 ☎935-7082 とき＝平日9:00～18:00
障がい児の相談	乙訓ポニーの学校 ☎952-5000 ☎953-5200 とき＝平日8:30～17:15
配偶者や親しい男女間での暴力(DV)の相談	京都府家庭支援総合センター ☎531-9910 とき＝毎日9:00～20:00 京都府警察本部総合相談室 ☎#9110 もしくは 414-0110 とき＝平日9:00～17:45
労働相談	労働相談フリーダイヤル ☎0120-786-604 とき＝平日9:00～13:00 14:00～17:00
就業に関する相談	京都ジョブパーク ☎075-682-8915 とき＝月～日9:00～17:00
借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害などの相談	法テラス サポートダイヤル オペレーターが内容に応じて、利用できる法制度や相談窓口などを案内します。 ※弁護士や司法書士による法律相談とは異なります。 法的トラブル一般 ☎0570-078-374 犯罪被害者支援 ☎0570-079-714 とき＝平日9:00～21:00 日9:00～17:00
多重債務・ヤミ金融の相談	京都府消費生活安全センター ☎075-671-0044 とき＝月～日9:00～17:00